

議請第 1 号	平成 21 年 5 月 27 日受付
件 名	「所得税法第 56 条の廃止をもとめる意見書」提出に関する請願
紹介議員	高橋フミコ久美子      田 中 寿 夫      中 川      浩 大 沢 えみ子      広 森 すみ子      猪 股 嘉 直
付託委員会	総務経済委員会

請願の項目

所得税法第 56 条を廃止することを求める意見書を政府関係機関に提出すること

請願の趣旨

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第 56 条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は 86 万円、家族の場合は 50 万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけています。

税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価しています。日本でも税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第 56 条を廃止するよう国に意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。